⑽　尾張発着②エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑽に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑽に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑾　尾張発着③エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑾に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑾に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑿　尾張発着④エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑿に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑿に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒀　尾張発着⑤エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒀に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒀に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒁　尾張発着⑥エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒁に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒁に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、上記往復時に名古屋西ジャンクションを経由する場合は除く。また、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒂　尾張発着①エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑼に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑼に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒃　尾張発着②エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑽に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑽に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒄　尾張発着③エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑾に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑾に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒅　尾張発着④エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑿に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑿に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒆　尾張発着⑤エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒀に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒀に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⒇　尾張発着⑥エリア　静岡西部周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒁に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉒に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒁に定める区間内のインターチェンジから４㉒に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、上記往復時に名古屋西ジャンクションを経由する場合は除く。また、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
(21)　三河発着①エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒂に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒂に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
(22)　三河発着②エリア　静岡県域周遊プラン
　３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⒃に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⒃に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。